

兵庫県公報

令和7年4月25日 金曜日 第611号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	3
○ 令和7年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（地上散布）（治山課）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	5
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	5

公 告

○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	5
----------------------------------	---

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施	6
-------------------	---

告 示

兵庫県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年4月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

神吉大池土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

平 岡 健 造

加古川市西神吉町宮前863番地の6

~~~~~

### 兵庫県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和7年4月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

相原土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

下 森 啓 司

洲本市五色町鮎原下512番地

~~~~~


土地改良区の名称	認可年月日
内町土地改良区	令和7年3月21日

兵庫県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和7年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農地整備事業（経営 体育成型）	下鶴井地区	豊岡市下鶴井、野上、赤石	平成29. 9.30	令和5. 6.16	

兵庫県告示第372号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和7年4月25日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 区域及び期間

(1) 区域

豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

(「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和7年5月16日から同年6月30日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

前記 1 (1) の区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて前記 3 の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 前記３の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 前記３の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに前記３に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、後記(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 前記３の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに前記３に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が前記３の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

兵庫県告示第373号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年4月25日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
加古川市尾上町養田1277—2 滝 本 誠 一 郎 高砂市荒井町千鳥2丁目3—6 加 嶋 良 行	高砂	高砂漁業協同組合
高砂市高須12—22—2 福 田 隆 同 市曾根町2223—10 古 門 英 文	伊保	伊保漁業協同組合
南あわじ市灘土生68 松 本 智 之 同 市阿万塩屋町725—1 北 本 勉	南淡	南淡漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年4月25日から同年5月9日まで

(2) 縦覧場所

高砂加入区	高砂市高砂町材木町1198	高砂漁業協同組合
伊保加入区	同 市高須18—8	伊保漁業協同組合
南淡加入区	南あわじ市灘土生45	南淡漁業協同組合

兵庫県告示第374号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年5月10日から発生する。

令和7年4月25日

兵庫縣知事 齋藤元彦

東二見加入区
西二見加入区
播磨町加入区
大塩町加入区
の形加入区
白浜加入区
網干加入区
室津加入区
相生加入区

浅野浦加入区
一宮町加入区
五色町加入区

兵庫県告示第375号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年兵庫県告示第523号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和7年5月9日限りで消滅する。

令和7年4月25日

兵庫縣知事 齋藤元彦

東二見加入区
西二見加入区
播磨町加入区
大塩町加入区
の形加入区
白浜加入区
網干加入区
室津加入区
相生加入区
浅野浦加入区
一宮町加入区
五色町加入区

兵庫県告示第376号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和7年4月25日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第 R06 中 播 位 置 0007号	7. 4. 8	宍粟市山崎町中井字下ヲサ84番 3 の一部、84番 3 地先里道の一部、84番 3 地先水路の一部	6. 00	69. 04
		同 市山崎町中井字小ケ坪149番 4 の一部	6. 00	32. 50

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年4月25日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市呉川町68番4、68番5、68番8、68番9、68番11、68番14、68番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区堂島浜一丁目1番27号
株式会社ヴィタ 代表取締役 笹原大輔
- 3 許可年月日及び許可番号

令和6年8月13日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－1号（6芦屋）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第90号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年5月28日（水）から同年6月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和7年6月2日（月）から同月5日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和7年6月5日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年5月7日（水）から同月9日（金）までの間（午前10時から午後4時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年5月14日（水）から同月20日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後4時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166